

# 男女平等参画推進条例の制定を

**問** 男女平等参画社会基本法は、1999年に制定され、基本理念として男女が人権の尊重、社会における制度等についての配慮、政策等の立案及び決定への協働参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調を掲げ、国、地方公共団体、国民にそれぞれ責務を定めたものである。女性が固定的な役割に縛られることなく主体的に生きることが出来る社会は、障害を持つ人など誰にとっても個性が尊重される暮らし易い社会になる。

従って次の点について伺う。  
 ①男女平等参画の啓発の推進をどのように取り組んできたのか。  
 ②各種審議会、諮問委員会などの女性の参加状況は。  
 ③幕別男女平等参画推進条例の制定を。

**町長**

①町の各種計画策定において女性の参加を積極的に働きかけ、意見等を頂くなど男女共同参画の理念に沿った各種取り組みや啓発に努めてきた。  
 ②平成18年4月現在における審議会等の女性の登用は、本町で25・2%で、北海道

平均の20・5%と比較すると高い水準にある。  
 ③道内で条例を制定している市町村は5市4町である。幕別町としても、今後とも先進自治体の状況等を十分に調査研究し、町独自の条例の必要性などを検討したい。

## 放課後子どもプランについて

**問** 放課後子どもプランは、放課後に子ども達の安全で健やかな居場所をつくるために、文部科学省と厚生労働省との連携により、放課後対策事業として今年4月に創設された。放課後子ども教室推進事業と、児童保育を一体

(やまびこ児童保育所)



児童保育を一体として今年4月に創設された。放課後子ども教室推進事業と、児童保育を一体



的あるいは連携して実施するとしているが、目的・役割や内容の異なる二つの事業を、充実・発展させていくことが子ども達の放課後や学校休業日が安心できる居場所になる。  
 従って次の点について伺う。

①放課後子ども教室推進事業は、どのように実施・運営していくのか。  
 ②児童保育所の設置・運営基準など条件整備をどう進めていくのか。  
 ③二つの事業をそれぞれ充実・発展させるための対策は。

機関と意見交換をし、地域の実態に即した「地域子ども教室」の在り方を見出したい。また、PTA連合会の協力を得て、町内全ての小学生を対象に「放課後の過ごし方」の現状についても調査研究をし、事業プランに反映したい。

こうした作業を重ね、条件が整った小学校区において、事業を試行したい。  
 ②児童保育所には法的な設置・運営基準は定められていない。  
 本町の場合、5カ所の児童保育所すべてが直営であり、本町独自の基準を持たなければならない必要性は薄いものと考えます。

**教育長** ①新規事業の放課後子ども教室推進事業は、細部にわたる実施要綱がまだ示されていない。本町として近々に取り組むには情報不足であるが、これまでに得ている情報をもとに検討を行った結果、事業実施に向けて解決しなければならぬ課題も幾つかあり、事業実施に向けては、地域の力を借りなければ乗り越えられない課題が多く、学校協議員会をはじめ、関係